

地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づく中期目標の期間の終了時の検討の結果について

地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「市民病院」という。）は、市民に救急医療及び高度医療を始め、良質で安全な医療を継続的かつ安定的に提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、平成29年4月1日に設立された。

地方独立行政法人市立大津市民病院第2期中期目標（令和2年12月策定。以下「第2期中期目標」という。）の期間（令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間）では、市民病院としての役割を果たすとともに、市民・患者への医療サービスの向上、経営の効率化及び収支バランスの適正化を図るための指標を定めた上で、達成すべき水準、各指標の重要度等を示した。これを受け市民病院は、地方独立行政法人市立大津市民病院第2期中期計画（令和3年3月認可、令和5年9月変更認可。以下「第2期中期計画」という。）において第2期中期目標を達成するための具体的な数値目標を設定し、その進捗管理を行ってきた。

第2期中期目標の期間における市民病院の経営状況は、新型コロナウイルス感染症への対応や診療提供体制の変更等の影響を受けて、第2期中期計画で設定された目標指標の多くが目標値を下回るなど厳しい状況にある一方、新型コロナウイルス感染症への対応では、市民病院は、滋賀県内で唯一の第一種感染症指定医療機関としての役割を果たすとともに、公立病院としての使命を職員一人一人が自覚し、市民の期待に応えることができた。

このため、本市は、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価での全体評価を「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上はやや遅れている。また、財務内容の改善は遅れており、それぞれ注視する必要がある。」とした。

また、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づく中期目標の期間の終了時の検討に当たり、同条第2項の規定に基づき地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に意見を聴いた結果、「引き続き地方独立行政法人の形態で業務を遂行し、適切に業務実績及び財務内容の改善に取り組むことが適当」との意見であった。

これらのことから、法第30条第1項の規定に基づく中期目標の期間の終了時の検討を行った結果、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うこととする。